

日本產科婦人科學會役員氏名

名譽會長	木下正中	吉寶七	次期會長	小烟惟	清隆
名譽會員	木下正中	吉寶七	久慈直太郎	水由	清
白木正博	木下正中	吉寶七	吉川仲	吉川仲	惟
懸賞論文審査委員	木下正中	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	清仲郎
篠田紘	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	三靖
用語統一委員	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	惟
安藤一	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	三
岡林秀	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	清
久慈爪	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	隆
橋三	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	吉
理吉	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	惟
山田一	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	吉
幹評議員	吉寶七	吉寶七	吉川仲	吉川清谷	惟

用語定義委員、死産因調査委員、衛生委員、母性健康調査委員、道護信雄、正周兼敏夫、一絆千秋、会員第32條により兩學會の舊評議員が留任する(氏名略)

會 告

會費納入に就て

○舊日本婦人科學會會員は、同會會費400圓既納者は追加100圓を、未納者は500圓を御拂込下さい。(200圓が舊日本婦人科學會費、300圓が日本產科婦人科學會費に該當します)。

○舊產科婦人科醫學會會員は300圓御拂込下さい。

○新入會員も本年度は特に300圓とします、入會金は不要。

投稿規定一部變更に就て

○第4條の「15頁」を「20頁」に、「5頁」を「10頁」に變更。

地方部會との關係に就て

○本會會員は同時に所屬地方部會の會員となります。地方部會會費は本會會費とは別に徵收されます。

○地方部會へ入會しても本會會員でなければ地方部會準會員として取扱われます、勿論本會會員としての資格は得られません。



帝國臟器のホルモン製劑

天然女性ホルモン

強力男性ホルモン

オバホルモン

エナリモン

注・錠・バスター

注・錠

合成女性ホルモン
脳製血圧下降剤
副腎皮質ホルモン

スロング
ズブトニン
インテレニン

肝臓製増血剤
心臓製強心剤
脾臓製止血剤

ナルビン
カルチノン
オボスタチン

製造發賣元 帝國臟器製藥株式会社 東京都港区芝南佐久間町2ノ11

日本産科婦人科學會會則

- 第1條 本會は日本産科婦人科學會(THE JAPANESE OBSTETRICAL AND GYNECOLOGICAL SOCIETY)と稱し、日本醫學會の一分科會である。
- 第2條 本會は產科學婦人科學の進歩發達、會員の品位向上、親和協力を圖り、人類の福祉に貢獻することを目的とする。
- 第3條 本會は諸種の會合、機關誌の發行、各種の調査研究等を行ひ、日本學術會議、日本醫學會、日本醫師會、厚生省等の諸間に答え又はそれらへ建議し、その他本會の目的達成に必要な事業行う。
- 第4條 本會は本會の目的に協力する醫師及び自然科學者を以て組織する。
- 第5條 本會は都道府縣地方部會よりなる。數個の府縣が連合して連合地方部會をつくることもできる。(地方部會及び連合地方部會の設置に關する細則は別に定める。)
- 第6條 本會に入會せんとするものは所屬地方部會を經て本會事務所に申込み、その年度の會費を納めねばならない。退會せんとするものは理由をつけて地方部會を經て會長に届出でねばならない。但し未納の會費は完納する義務がある。
- 第7條 本會に次の役員を置く。
會長 1名 次期會長 1名 理事 若干名(約10名) 幹事 若干名(内3名は總會開催地幹事とする。) 評議員 若干名(約130名) 會長及び次期會長は理事とする。
- 第8條 會長は本會を代表し會務を統理し理事會では理事長となる。理事は重要事項を協議し會務を處理する。幹事は會長及び理事の命を受けて會務に從事する。評議員は會員を代表して重要な議事を行う。
- 第9條 すべての役員の任期は1年とする。但し何れも重任をさまたげない。任期満了後であつても後任者の選舉があるまではその職務を行わねばならない。補缺により就任したものは前任者の殘存期間とする。
- 第10條 會長、次期會長及び理事は評議員會に於て選舉によつて決める。幹事は理事會で決める。評議員は各地方部會員40名につき1名の割合でこれを選出する。會員數に40名未満の端數を生じた場合は20名を越ゆるときに1名の評議員を増す。
- 第11條 前條評議員の外に30名以内の評議員を理事會が推舉することができる。
- 第12條 評議員の選舉は各地方部會毎に1月15日までに完了して2月1日までにその氏名と補缺者數名とを順位をつけて本會事務所に届出でねばならない。
- 第13條 本會の事務所は東京都千代田區神田駿河臺日本醫師會館内に置く。
- 第14條 本會總會は毎年1回開催し、學術講演、討論等を行うほか、會務の議事並に報告を行う。總會の議事はその出席會員の半數以上の賛同を以て決する。
- 第15條 理事會は會長の招集により隨時開催する。幹事は理事會に陪席する。幹事會は必要に應じて隨時開催する。
- 第16條 評議員會は毎年少くとも1回總會の前日總會の開催地に於て之を開く。評議員會は評議員の半數以上の出席を以て成立する。委任狀は出席とみなす。評議員會の議事は出席評議員の半數以上の賛同を以て決する。
- 第17條 臨時評議員會は理事會の議を經て會長が之を招集する。なお評議員30名以上から請求があつた場合には30日以内に之を招集せねばならない。
- 第18條 急施を要することがあつて臨時評議員會を招集する暇がないときは、會長の責任に於てこれを代行することができる。この場合には會長はその結果を次の評議員會に報告せねばならない。
- 第19條 次の事項は評議員會の決議又は承認を経なければならぬ。
1. 事業計畫 2. 會費の變更 3. 豊算決算 4. 基本金の處分 5. 會則の變更

6. 委員会の設置改廢 7. その他重要な事項

- 第 20 條 次の事項は總會の決議又は承認を経て效力を發生する。
1. 會則の變更 2. 豫算決算 3. 評議員會に於ける決議事項
- 第 21 條 本會の機關誌は日本產科婦人科學會雑誌と稱し、毎月 1 回發行して會員に分ち一般にも販賣する。
- 第 22 條 本會の懸賞論文審査委員、機關誌編集委員、日本醫學會評議員並に連絡委員、その他の委員會委員は評議員會に於て選舉によつて決める。これ等の委員の任期は 2 年とし重任をさまたげない。但し任期満了後でも後任者の選舉があるまではその任を解かれたのではない。
- 第 23 條 次回の總會の開催地は評議員會で決定する。
- 第 24 條 學會の宿題及び宿題擔當者は前年又は前々年の評議員會に於て選舉によつて決定する。
- 第 25 條 本會に對し、又は產科學婦人科學に關して特に功勞のあつたものを、本會の名譽會長又は名譽會員とすることが出来る。この際は特に評議員會に於て 3 分の 2 以上の賛同を得、且つ總會出席會員の 3 分の 2 以上の賛同を得ることを要する。名譽會長及び名譽會員は終身會員であり且つ會費を納入するに及ばない。
- 第 26 條 本會員にして本會の名譽を汚したもの、或は都道府縣醫師會より除名されたもの、或は特別の理由がなくて會費を納入せぬものは評議員會の決議により除名することができる。
- 第 27 條 本會に有給の事務員を置くことができる。
- 第 28 條 本會の會費は當分 1 年 500 圓とし、會計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終る。
- 第 29 條 本會の財產は、基本金、會費及び寄附金より成る。寄附金は特に指定されたもの外は之を基本金に繰入れる。
- 第 30 條 會員が退會し又は除名された場合にも既納の會費は返還しない。
- 附 則
- 第 31 條 日本婦人科學會及び產科婦人科醫學會の所有する財產並に權利義務は本會に於てそのまま繼承し兩學會々員はそのまま、本會々員となる。
- 第 32 條 日本婦人科學會及び產科婦人科醫學會の評議員は本會則第 10 條及び第 12 條によつて新たに評議員が選出されるまではそのまま、本會の評議員となる。
- 第 33 條 これまで日本婦人科學會地方部會々員であつても日本婦人科學會々員でなかつたものは新たに本會への入會手續をとらねば本會々員とはならない。
- 第 34 條 本會則は昭和 24 年 4 月 26 日から效力を發生する。

以 上

(昭 24・4・26)

日本產科婦人科學會投稿規定

1. 投稿者は必ず本會會員たること。
2. 原稿は平假名横書きとし、句讀點を切り、明瞭に認むること。學術用語は日本婦人科學會の所定に従い、難かしい漢字を避けなるべく新制假名づかいによられたい。
3. 外國の人名地名はなるべく原語を用い特に明瞭に書かれたい。
4. 一論文は 20 頁以内とし、10 頁までは無料なるも超過頁は實費の半額を著者負擔とする。寫眞版、凸版、墨表等特別費用を要するものは凡て著者負擔となる。
5. 掲載は原則として受付順による。若し順を追わず掲載希望の向は原稿に特別掲載と朱書せられたい。此場合の費用は全額著者負擔とする。
6. 別刷を要する場合は實費を申受ける。原稿に希望部數を朱書せられたい。
7. 數字は算用數字を用い、度量衡は m, cm, mm, g, mg, l, cc, 37°C 等の記號を用うること。
8. 原著には英文抄錄(タイプ用紙 1 枚)を付けること。掲載済の原稿は返却しない。
9. 既に他雑誌に發表されたものは掲載しない。
10. 印刷方法、校正は編集幹事に一任せられたい。

(昭 24・7・30 改定)